

殿

農林水産省生産局長

反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について

牛海綿状脳症の発生防止の徹底については、「牛海綿状脳症における防疫対策の強化・徹底等について」(平成12年12月21日付け12畜A第3481号畜産局長通知)により、反すう動物の組織を用いた飼料原料を反すう動物に給与することのないよう、関係者に対して自粛の要請を行ってきたところであります。

この趣旨をより一層徹底させるため、今般、配合飼料工場における反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質(反すう動物及びミンクに由来するたん白質をいう。以下同じ。)の混入防止に関するガイドラインを別添のとおり制定したのでお知らせします。

また、本ガイドラインが対象としている反すう動物等由来たん白質をはじめとする畜産副産物は、適切に利用すれば有用な飼料資源となるものであり、我が国の畜産の継続を図るためにも、と畜場等から出る副産物について適切にリサイクル利用を進めることが重要であります。本ガイドラインは、反すう動物等由来たん白質をはじめとする畜産副産物の循環資源としての有効利用を推進しつつ、配合飼料工場における反すう動物等由来たん白質の反すう動物用飼料への混入防止の徹底を図ることとしたものでありますので、関係者への周知を図り、牛海綿状脳症の発生防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、平成13年4月18日に開催された農業資材審議会飼料分科会安全性部会において、牛用飼料における動物性たん白質の取扱いについて審議が行われた結果、牛を対象とする飼料は反すう動物等由来たん白質を含んではならないこと等を内容とする基準・規格を設定することが適当とされたところであり、今後、基準・規格の設定を行うこととしております。

## 別添

# 反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の 混入防止に関するガイドライン

## 第1 目的

本ガイドラインは、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生防止に万全を期すことを目的とし、配合飼料工場において反すう動物及びミンクに由来するたん白質（以下「反すう動物等由来たん白質」という。）が反すう動物用飼料に混入することを防止するための飼料の製造品質管理の基本的な指針を示すものである。

## 第2 配合飼料工場がとるべき措置

- 1 BSEの発生防止に万全を期すためには、反すう動物等由来たん白質を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。反すう動物等由来たん白質を含む肉骨粉、肉粉等の飼料原料（以下「肉骨粉等」という。）は、従前から鶏、豚等の配合飼料のたん白源として広範に使用されていることから、飼料の製造・流通・使用の各段階において、反すう動物等由来たん白質を含む飼料と反すう動物用飼料を適切な方法により確実に分離することが必要である。
- 2 第3に掲げる配合飼料工場がとるべき製造品質管理対策の基本的な指針は、反すう動物等由来たん白質を含む飼料と反すう動物用飼料を分離するために有効と考えられる対策の基本的事項を記載したものである。各配合飼料工場においてこれらの対策を実施する場合にあっては、各畜種ごとの飼料の製造割合、製造設備の新旧、製造ライン数、立地条件、受委託製造の有無等の各工場ごとの実情に応じて、その対策が異なることとなる。このため、各工場においては、本指針に基づき、各工場の実情に応じた適切な対策として、第4に掲げる飼料製造管理規則及び飼料品質管理規則を策定し、これを遵守することにより製造品質管理を行うものとする。

## 第3 製造品質管理対策の基本的な指針

配合飼料工場は、各工場ごとの実態を踏まえた上で、次に掲げる対策の効果的かつ効率的な推進に努めるものとする。

### 1 専用工場又は専用製造工程における飼料製造

#### (1) 工場又は製造工程における対策

反すう動物用飼料専用製造工場又は反すう動物用飼料専用製造工程においては、肉骨粉等を使用しないこと。また、反すう動物用飼料専用の製造工程においては、原料の受入れから製品の搬送までのすべての工程について、他の製造工程と共用しないようにすること。

#### (2) 原料に関する対策

##### 原料の輸送時における混入防止

肉骨粉等の輸送車は他の飼料原料等を輸送しないか、又は輸送する場合であっても清掃した後に肉骨粉等以外の飼料原料を積載すること。

トランスバッグ等で原料を輸送する場合は、肉骨粉等を輸送したトランスバッグ等を肉骨粉等以外の飼料原料の輸送に使用しないか、又は使用する場合に

あっても清掃した後に使用すること。

#### 原料の調達

反すう動物用飼料に使用する肉骨粉等以外の動物性飼料原料については、肉骨粉等が混入しないよう注意して調達すること。

### (3) 管理体制の整備

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条の8に規定する飼料製造管理者がBSE対策の責任者として製造品質管理を実施すること。

なお、飼料製造管理者を設置する必要のない事業場にあつては、同法の飼料製造管理者以外の者をBSE対策の責任者とすることができることとし、当該BSE対策の責任者は、本ガイドラインにおける飼料製造管理者が行うべき業務を実施すること。

## 2 共用する工場での飼料製造

製造工程を共用して反すう動物用飼料及びその他の家畜用飼料を製造する工場については、次に掲げる対策を講じること。ただし、肉骨粉等を使用せずに飼料を製造する場合にあつては、1の(2)及び(3)による対策を講じること。

### (1) 原料に関する対策

#### 原料輸送時の混入防止

肉骨粉等の輸送車は他の飼料原料等を輸送しないか、又は輸送する場合にあつても清掃した後に肉骨粉等以外の飼料原料を積載すること。

トランスバッグ等で原料を輸送する場合は、肉骨粉等を輸送したトランスバッグ等を肉骨粉等以外の飼料原料の輸送に使用しないか、又は使用する場合にあつても清掃した後に使用すること。

#### 原料の調達

反すう動物用飼料に使用する肉骨粉等以外の動物性飼料原料については、肉骨粉等が混入しないよう注意して調達すること。

#### 原料受入時の混入防止

肉骨粉等の原料受入口から原料タンクまでは極力専用化すること。専用化が困難な場合は、クリーニング基材で洗浄すること。

なお、クリーニング基材の種類及び量は、工程の特性に合わせて適切に選定することとし、クリーニングに用いた基材は反すう動物用飼料以外に用いること。

#### 原料タンクの専用化

肉骨粉等を収納するタンクは専用化すること。

#### 肉骨粉等受入れ記録の保存

肉骨粉等の受入れについて、事後確認が可能となる方法により受入れを記録し、少なくとも2年間保存すること。

### (2) 飼料製造に関する対策

#### 製造の集約化

反すう動物用飼料は極力集約して製造するとともに、反すう動物用飼料製造前には肉骨粉等を配合しない飼料を製造すること。

#### クリーニング基材による工程洗浄

製造工程内をクリーニング基材を用いて洗浄すること。

なお、クリーニング基材及びその量は、製造工程の特性に合わせて適切に選定することとし、クリーニングに用いた基材は反すう動物用飼料以外に用いること。

製造記録の保存

肉骨粉等の飼料への使用について、事後確認が可能となる方法により製造を記録し、少なくとも2年間保存すること。

(3) 製品の保管及び出荷に関する対策

製品タンクの専用化

反すう動物用飼料を収納する製品タンクは極力専用化するが、又は専用化が困難な場合であっても、クリーニング基材又は肉骨粉等を含まない牛以外の家畜用飼料を収納し、これらをタンクから取り出した後に反すう動物用飼料を収納する等の措置を講じること。

出荷の工程

袋詰め、トランスバッグ詰め及び飼料運搬車両への積込み工程は、反すう動物用飼料に専用化するが、又は専用化が困難な場合であっても、(2)の又はに準じた措置を講じること。

出荷記録の保存

肉骨粉等を使用した飼料については、事後確認が可能となる方法により出荷を記録し、少なくとも2年間保存すること。

(4) 管理体制の整備

1の(3)によること。

3 品質管理対策

(1) 品質管理対策

製造管理対策が有効に機能していることを検証するため、肉骨粉等混入検査を行うこと。なお、肉骨粉等混入検査については、別紙「配合飼料工場における肉骨粉等の鑑定方法について」によること。

(2) 管理体制の整備

品質管理を的確に実施するため、品質管理責任者を置くこと。

第4 飼料製造管理規則及び飼料品質管理規則の整備

1 製造品質管理対策の基本的な指針に基づき、第3の1及び2に関する事項を定めた飼料製造管理規則及び第3の3に関する事項を定めた飼料品質管理規則を策定し、これを書面化すること。

2 飼料製造管理者又はこれに準ずる者及び品質管理責任者は、当該規則を遵守した製造品質管理が行われるよう実地に管理すること。

第5 製造品質管理の記録

第4の1に掲げる飼料製造管理規則及び飼料品質管理規則に基づく製造品質管理の実施及びその確認については、その内容について記録し保存すること。

## 配合飼料工場における肉骨粉等の鑑定方法について

この方法は、「反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」の第3の3の(1)の肉骨粉等混入検査の実施に係る鑑定方法等の基礎的事項を示したものである。

### 1 サンプルング方法

牛用配合飼料製造系列において、最終製品が搬出される箇所（バラ製品出荷時又は紙袋詰め若しくはトランスバッグに詰める直前）において、移動中の製品をスコップ等を用い、1分間に1スコップ程度の頻度で20～30スコップ（重量で5～10kg程度）をサンプルングし、インクリメント縮分又はリフラーを用いて最終試料を300～500g程度とする。なお、オートサンプラーを備えている工場にあっては、それによることもできる。

### 2 鑑定方法

#### (1) 試料の調製

試料を1mmの網ふるいを通るまで粉砕する。

#### (2) 肉骨粉等の検出

粉砕した試料1gをあらかじめ比重液（クロロホルム）を入れた比重分離用漏斗に入れ、細いガラス棒を用いてかき混ぜ、約20分間放置して試料中の各原料を比重分離する。下層に分離した飼料原料（肉骨粉等はこの部分に分離する。）及びクロロホルムをろ紙（5種A）でろ過し、管壁に付着した飼料原料はエタノールで洗い流し、ろ紙に集める。ろ紙を乾燥した後、ろ紙上の残さを100mlのトールピーカーに刷毛等を用いて移し、5%水酸化ナトリウム溶液20mlを加え30分間煮沸する。ピーカーの上部まで水を加えて静置し、上澄み液を吸引除去し、水層が透明になるまで洗浄操作を繰り返す。

ピーカー内の沈殿物全量を小型シャーレに移し、光学顕微鏡（倍率50～100倍）又は実体顕微鏡（20～30倍）で、各試料中の肉骨粉由来組織断片の有無を確認する。

注 顕微鏡鑑定は、熟練を要するため、“飼料原料図鑑”（株芝光社発行）等の写真を参考に鑑定を行うこと。

また、各工場で使用している肉骨粉等についても上記と同様の処理を行い、対照試料として観察すること。

#### (3) 肉骨粉等の量の推定法

肉骨粉等の混入していない粉砕した牛用配合飼料に肉骨粉等をそれぞれ0.1%、0.2%、0.3%、0.4%、0.5%及び1.0%混入した鑑定用対照試料を作成する。

それぞれの鑑定用対照試料及び肉骨粉等の量を推定しようとする試料を1の鑑定法により処理し、各鑑定用対照試料及び目的とする試料中の肉骨粉等由来の組織の断片の量により飼料中の肉骨粉等の量を推定する。

注 添加する肉骨粉等は、通常各工場で使用している肉骨粉等を使用すること。